

近世日本の妊娠・出産管理—「いのち」をめぐるせめぎあい

Pregnancy and Childbirth Administration in early modern Japan – Conflicts over “life” among Feudal Clans, Rural Communities, and Families

沢山 美果子 (岡山大学)

Mikako Sawayama (Okayama University)

smikako@pr4.harenet.ne.jp

はじめに

本報告では、近世後期に人口が減少した藩で取り組まれた妊娠、出産管理政策に焦点を当て、墮胎・間引き禁止による人口増加政策が人々にとって持っていた意味を、藩、村落共同体、「家」の「いのち」をめぐるせめぎあいの中を探る。その際、赤子養育に重点をおいた東北日本に位置する仙台藩とその支藩の一関藩、赤子間引取締に重点を置いた西日本の津山藩を取り上げ、人々が生きた現場に残された妊娠、出産をめぐる様々な史料群を読み解くことで上記の課題に接近してみたい。

1、妊娠、出産管理政策と史料群

仙台藩の赤子養育仕法は文化 4 年 (1807)、一関藩の育子仕法は文化 8 年 (1811)、西日本に位置する津山藩の赤子間引取締は天明 1 年 (1781) から実施された。これらの妊娠・出産管理政策は、①妊娠、出産過程の管理、②養育料支給、③間引き教諭書による教諭といった、監視、救済、教諭の三つの面を持っていた。ここでは、そこに残された①制度に関わる史料群、②妊娠、出産の過程での届、③養育料支給に関する届、④間引き教諭書、⑤妊娠・出産管理政策の実際を担った上層農民の家に残された妊娠、出産に関する書類を読み解きながら、妊娠・出産管理政策が人々にとって持った意味とは何かを探る。

2、妊娠・出産管理政策の性格といのちをめぐるせめぎあい

妊娠・出産管理政策は、女の身体を介したいのちへの介入という点で、捨て子対策の一環として、元禄 9 年(1699)に妊婦と三歳以下の子どもの登録制度を江戸で創始した生類憐み政策に起源を持つ。妊娠・出産管理制度の特徴は、村役人、親類・五人組など村落共同体の相互監視によって墮胎、間引きを防止する、志のある百姓を赤子制道役に任命し制度の実際を担わせるなど、村落共同体を媒介にした監視をおこなった点にあった。

また妊娠・出産過程の監視の一方で育子手当の支給もなされた。育子手当の支給は、家族のライフサイクル上の危機回避の意味も持っていた。一関藩の場合、養育料の支給は、農民は二人目出生時から三歳まで三年分割で支給され、武士は三人目から支給、返済は四年目から十年賦での取立とされた。藩の側も、子どもが乳離れする三歳までの時期、そして子ども数が三人以上になることを家族の危機と認識していたのである。

しかし、限られた財源のなかで、支給率は、武士、農民とも出生数全体の 10 パーセント程度と低く、支給対象者は限定された。支給に当たっては、困窮の度合だけでなく、受給対象者のモラルが厳しく吟味され、怠慢で貧乏になったものは受給資格なしとされた。農民の場合は、正直で年貢もきちんと納めているなどの勤勉さが、武士の場合は、「勤め向

き」の良さが重視され、心がけの良い者に養育料を支給することで、自助努力の涵養がはかられたのである。

妊娠・出産管理政策では、妊娠を届出させることで、人々の性と生殖を管理の網の目に組み込むことが意図された。しかしそこには、女だけが知り得る月経停止や妊娠の自覚に依拠した妊娠届や着帯届に依拠しなければならないという限界があった。そのため重視されたのが、墮胎・間引きは悪であることを間引き教諭書によって教諭することである。教諭が効果を発揮するには受け手である人々の生活世界や生活意識との接点を持つ必要があった。そのため間引き教諭書は、人々の生活世界に接近する重要な手がかりとなる。

例えば、津山藩の間引き教諭書には、病鉢巻の女、夫婦が間引きをする姿が描かれ、その版木も残されている。そこからは、産む女、そして夫婦で農業労働をおこなう農民夫婦への教諭が意図されていたことが見て取れる。農民の「家」では、女は重要な労働力であり、農業労働と産み育てることの矛盾を回避することは重要な課題であった。農民たちは、「家」を維持・存続させるために、いつ、何人の子どもをどのくらいの間隔で産むかに無自覚ではいられなかったのである。

仙台藩の赤子養育教導役、荒井宣昭の間引き教諭書『赤子養草』（天保二年[1831]）には「子供の三人もあれば、其の跡より生るゝ子ハ害し」とあり、農民たちの間に「家」の存続のための適正な子ども数は三人という意識があったことがうかがえる。

同じく仙台藩の赤子制道役に任じられた百姓、平之助の間引き教諭書「鴟の囀り」（文化11年[1814]）からは、彼の村では、「戻す」、つまり「余分な子どもを残さない」ストップングと、「間引き」、つまり「出生間隔を長くすることで完結出生児数を少なくする」スペーシングという二つの出生コントロールの方法が用いられ、その結果として子ども数は三、四人以内に制限されていること、また、妊娠・出産が厳しく取り締まられる中で、人々が自らの出生コントロールの痕跡を消すために様々な「偽り」をおこなっていることが語られる。

このように妊娠・出産管理の現場からは、藩、共同体、「家」の間でのいのちをめぐるせめぎあい、そして生きる場である「家」の維持・存続と子どもを産み育てることの矛盾を回避するために人々が試みた様々な出生コントロールの様相が見えてくる。

3、いのちの始まりといのちの序列化

では、懐胎届や着帯届からは、何が見えてくるだろうか。これらの届からは、女たちにとっての「いのち」の始まりは、女たち自身の妊娠の自覚と深く関わっていたことが明らかとなる。女たちにとっての妊娠とは、「腹体重く」なった身体の状態や妊娠五ヵ月頃に感じる「腹かき」（胎動）によってはじめて現実のものとなった。では、妊娠を自覚した時点で届を出したかというところではない。

津山藩山北村の懐胎書上帳（嘉永4年[1851]—慶応2年[1866]：60件）からは、妊娠4ヵ月に出すべき懐胎届は妊娠6.65ヵ月に、一関藩の武士の妊娠5ヵ月に出すべき着帯届（文化8年[1811]～文化13年[1816]：222件）は妊娠7.49ヵ月と、誰の眼から見ても妊娠を隠せない時期になって出されていることが明らかになる。このズレはいったい何を意味するのだろうか。懐胎届、着帯届を出してしまえば、妊娠・出産取締の網の目からめとられてしまう。しかし、届を出す前であれば、ひそかに墮胎を試みることもできる。人々

は、産むか産まないかを決めたうえで、言いかえれば、「家」の子として育てると決めたと
えで届を出したのではないだろうか。

さらに流産、死産が墮胎・間引きの結果ではないことを申し立てた死胎披露書からは、
興味深い結果が浮かび上がる。一関藩の武士が住む城下と農民たちが住む狐禅寺村とは自
然、地理的条件ともほぼ変わらない。にもかかわらず、武士の死胎事例（文化 9 年[1812]
～文政 13 年[1830]：75 件）、農民の死胎事例（文化 7 年[1810]～文政 3 年[1819]：45 件）
では、農民の場合は 2 月が山、武士は 8 月、性比では農民は男女同数、武士は女子が 71
パーセントと異なる結果となっている。また、農民では、出生（文化 8 年[1811]～文政 4
年[1821]：244 件）の 25 パーセントが農閑期の 1 月に集中しているのに対し、武士の出
生（文化 8 年[1811]～文政 13 年[1830]：933 件）には目立った山はない。

これら武士と農民で様相を異にする流産、死胎、出生月からは、何らかの人為的操作の
跡が浮かびあがる。とくに出生月の農閑期への偏りが顕著な農民の場合、農事歴を意識し
た出生コントロールの可能性が高い。ちなみに、狐禅寺村の「子供四人以上生育者書上」（文
化 7 年）によれば、筆頭者 156 人、総人数 800 人の村で、子ども 4 人以上の家は皆無であ
る。また、武士の場合（文化 8 年[1811]～文化 13 年[1816]：男子 94 人、女子 37 人）、第
一子は、男子が 72 パーセントと、「家」の維持・存続のために、男子が好まれたことがう
かがえる。

また、妊娠 7～10 ヶ月での死産が、武士では 70 パーセント、農民では 87 ペーパーセントを
しめ、早産児は忌避された可能性が高い。農民の死胎披露書には月不足の赤子は弱い（「七
八ヵ月之虚生」とあり、将来、農業労働に耐え得るいのちかどうかの選択がなされたと考
えられる。一関藩の藩医たちは、双子や胞衣かかりは、間引きの対象とされると述べてい
るが、これらも弱い赤子であり、胎児、赤子のいのちは、将来の労働力たり得るか否かに
よって線引きがされたと言えよう。

妊娠・出産管理政策は人々に、産むこと産まないことを、より意識化させた。そのこと
は、制度の実際を担った上層農民の家に、懐胎月を知り、男女の産み分けをするための占
いを記した手書きの文書が残されていることからみとれる。仙台藩の赤子制道役仁平
治が 13 歳から 50 歳の女たちを集めて行った教諭は、「家」を繋ぐものとしての子ども
のいのちへの関心を高めるものでもあったらしい。教諭がなされた文化 12 年(1815)と 50 年
後の文久 2 年(1862)の「高人数帳」を比較すると、子ども数は 1.6 倍に増加しており、そ
の背後には子どものいのちと産む、産まない選択をめぐる変化をみることができよう。

おわりに

近世の産むこと、産まないことをめぐる人々の選択は、生きる基盤である「家」の維持・
存続と子どもを産み育てることとの矛盾を回避しようとするなかでなされ、そこでは将来
の農業労働力たり得るか否かのいのちの線引きもなされた。産むか産まないかをめぐる問
題は、産む当事者である女のみの問題ではなく、いのちを繋ぐ場である「家」や共同体の
維持・存続と深く関係した問題であったのである。

こうした歴史を振り返る時、現代社会の少子化問題も、人々の生きる場や、生きること
と働くこと、そして子どもを産み育てることがいかに保障されているかという問題、子ど
ものいのちをめぐるせめぎあいの問題として捉える視点が求められるのではないだろうか。